

議案第20号

大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を次のように制定す
る。

令和4年2月17日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例
大網白里市中小企業資金融資条例（昭和46年条例第6号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条第2号中「第2条第25項各号」を「第2条第29項各号」に改める。
第3条第2項第1号ア中「第2条第25項第1号」を「第2条第29項第1
号」に改め、同号イ中「第2条第25項第2号」を「第2条第29項第2号」
に改め、同号ウ中「第2条第25項第3号及び第5号」を「第2条第29項第
3号及び第5号」に改め、同号エ中「第2条第25項第4号及び第6号」を「第
2条第29項第4号及び第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。